

広島県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和七年二月二十日までの間、縦覧に供する。

令和七年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路 線 名   | 供 用 を 開 始 す る 区 間                                    | 供用を開始する日 |
|---------|------------------------------------------------------|----------|
| 県道芸北大朝線 | 山県郡北広島町大朝字滝ヶ迫二四八六二番一地从先から<br>山県郡北広島町大朝字友石六六三〇番一地从先まで | 令和七年二月六日 |